

平成24年第5回教育委員会

臨時会会議録

平成24年4月26日

東久留米市教育委員会

平成24年第5回教育委員会臨時会

平成24年4月26日午前10時02分開会
市役所6階 602会議室

- 議題 (1) 会議録署名委員の指名
(2) 平成24年度東久留米市一般会計(教育費)当初予算(案)について
(3) 諸報告
①市民大学運営委員会要綱の一部改正について
②指導室報告

出席委員(4名)

委員 長 榎 本 隆 司	第二職務代理 矢 部 晶 代
委員 松 本 誠 一	教 育 長 永 田 昇

欠席委員(1名)

第一職務代理 井 上 敏 博

東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長 荒 島 久 人	総 務 課 長 東 淳 治
指 導 室 長 片 柳 博 文	学 務 課 長 稲 葉 勝 之
生涯学習課長 山 下 一 美	主 幹 傅 智 則 (国体担当)
図 書 館 長 高 梨 顕 彦	統括指導主事 末 永 寿 宣
指 導 主 事 間 嶋 健	指 導 主 事 大久保 順 子

事務局職員出席者

庶 務 係 長 鳥 越 富 貴	庶 務 係 小野塚 将 志
-----------------	---------------

◎開会及び開議の宣告

(午前10時02分)

- 委員長 これより平成24年第5回教育委員会臨時会を開会する。本日は井上委員が欠席であるが定足数は満たしているので、会議は成立している。東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定により、関係職員の出席を求めている。

◎会議録署名委員の指名

- 委員長 日程第1、会議録署名委員の指名について。本日は矢部委員にお願いします。

◎会議録の承認

- 委員長 2月8日の第2回定例会、2月15日の第1回臨時会、2月20日の第2回臨時会、3月2日の第3回定例会、3月22日の第3回臨時会及び3月28日の第4回臨時会の会議録については既にご確認いただいているので、よろしければ承認をいただきたい。異議なしと認めいずれの会議録も承認された。

4月17日開催の第4回定例会の会議録についても後ほどお配りするので、ご確認いただきたい。

◎傍聴の許可

- 委員長 傍聴の方はいらっしゃるか。
○総務課長 いらっしゃる。
○委員長 それではここでお入りいただく。

(傍聴者入室)

◎議案第30号の上程、説明、質疑、採決

- 委員長 日程第2、「議案第30号 平成24年度東久留米市一般会計（教育費）当初予算（案）について」を議題とする。教育長から提案理由の説明を求める。
- 教育長 「議案第30号 平成24年度東久留米市一般会計（教育費）当初予算（案）について」、上記議案を提出する。平成24年4月26日提出。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由であるが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長に教育委員会の意見を述べる必要があるためである。詳細については教育部長から説明する。
- 教育部長 平成24年度の一般会計当初予算（教育費）にかかるものについては先の1月18日の教育委員会定例会でお諮りしているが、平成24年度の一般会計予算及び下水道事業特別会計予算については3月27日の市議会においていずれも否決されたため、3月28日に教育委員会臨時会を開催し、4月から6月までの3カ月間の暫定予算についてご審議いただいたところである。これについては議会において可決された。

本予算が成立していない中、6月議会において改めて平成24年度の一般会計及び下水道事業特別会計予算を提出させていただくに当たり、教育費にかかわる部分について今回ご審議いただきたい。一般会計の歳入歳出は377億5,842万2,000円で、23年度の当初予算に比べマイナス12億5,057万8,000円、3.2%の減となっている。教育費は10.

2%の増で、3億6,942万7,000円の増となっている。2枚目以降は3月提案からの増減表である。歳出の表の款10の教育費をご覧いただきたい。6月提案の当初予算は39億7,766万6,000円で、3月議会提案に比べ42万円の増となっている。増減内容については3ページの款10の教育費をご覧いただきたい。学校給食食材検査に係る消耗品費以下、学校給食食材検査に係るものが四つある。上二つが小学校費、下二つが中学校費である。学校給食の食材検査に当たり、東京都が機械を購入して区部と多摩地域の2個所で検査を行うことになった。多摩地域の検査場所は立川の多摩教育センターで、そこに各自治体が食材を持ち込むことになっている。消耗品費はその持ち込む食材の費用である。通信運搬費はそちらに持ち込むための費用で、この検査については学期に1回、調理校ごとに年3回で、小学校については9調理校、中学校は1調理場ある。1調理校について4検体×3回となる。それが小学校費×9、中学校費×1である。それを合わせた42万円分が増となっている。

続いて、国体競技施設の関係が二つある。3月提案の当初予算では「国体競技施設整備工事」で提案したが、リード壁については今年度に整備し、来年度には10月の本国体の後にそのリード壁を壊す。途中、ボルダリング壁については6月に開催されるリハーサル大会の時に造ってまた取り壊し、10月の本大会の時にまた造って取り壊すという一連の作業がある。リード壁についてはその間設置しているが、その維持管理を単発で計上すると市単独の費用となることから、これを設置から取り壊しまで一体に計上することにより都の補助金の対象になる可能性があるということで、今回組み替えを行った。そのため、そういうメンテナンスも含めた委託費に節を組み替え、9,600万円の工事から委託に組み替えた。裏面4ページの一番上になるが「債務負担行為」を設定し、年度を越えて設置から撤去までを一体として発注する。「国体競技施設設営管理等業務委託」として、平成25年度まで、総額1億3,082万8,000円で契約するものである。次に、「繰越明許費」として、「東中学校体育館新設工事基本・実施設計事業」を計上している。金額の変更はないが、3月提案から6月提案となったために年度を越えてしまうということで繰越明許費の設定を行った。

- 委員長 何か伺うことはあるか。
- 委員 厳しい予算の中ではあるが、他の公共施設もそうであるが、学校も計画的にメンテナンスをしていかないと耐用年数を縮めてしまうことになるのでご配慮いただきたい。
- 委員長 これで質疑を終了する。これより討論に入る。討論を終了し採決に入る。「議案第30号 平成24年度東久留米市一般会計（教育費）当初予算（案）について」を採決する。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求める。全員挙手であり、よって議案第30号は承認に決した。

◎諸報告

- 委員長 本日、何か報告事項はあるか。
- 生涯学習課長 4月1日付で市民大学運営委員会要綱の一部を改正したので報告する。新旧対照表をご覧いただきたい。現行の第5項「会長及び副会長」では、委員会に会長及び副会長をそれぞれ一人ずつ置いていたが、委員会の運営に支障なきよう、副会長を1名増員するように改めるものである。それにより、改正案では「委員会に会長1名及び副会長2名以内を置き、委員の互選により定める」となっている。また、第5項の3の会長に事故あるときの対応であるが、副会長が2名となることにより、「会長が指名した副会長がそ

の職務を代理する」とした。

- 委員長 この件は以上にとどめ、続いての報告を求める。
- 指導室長 前回の教育委員会の席上で質問及び資料要求のあったものについて報告する。1点目は、土曜日等の休業日における授業の実施状況についてである。資料の「平成24年度東久留米市小・中学校土曜日等休業日の授業日数」をご覧いただきたい。小学校では最大七日間、最小で一日間。中学校では最大七日間、最小二日間という実施状況である。2点目は、昨年度の学校評価結果の教育委員会への報告についてである。資料として各学校から教育委員会あてに提出のあった報告書の写しをお配りしている。報告書の内容は、各学校で定めた目標に対して自己評価をし、その自己評価結果について学校関係者から評価をもらい、最終的な学校評価として取りまとめたものである。詳細については後ほど報告書をご覧いただきたい。3点目は、児童・生徒への懲戒にかかわる訓告並びに訓戒の違いについてである。「懲戒」にはいわゆる法的地位に変動を及ぼす処分としての懲戒と、法的な効果を持たない事実行為としての処分の2種類ある。このうちの「訓告」は処分としての懲戒であり、訓戒は事実行為としての懲戒で、法的な効果を持たないものである。具体的には児童・生徒に対して叱責するといったことが訓戒の内容として挙げられる。4点目は、平成23年度における東京都の学力調査の結果についてである。資料の「平成23年度児童・生徒の学力向上を図るための調査結果概要」をご覧いただきたい。内容は学習指導要領に示されている目標や内容に基づいた事項、並びに教科ごとの読み解く力に関する事項である。結果はおおむね、東京都の平均値をやや下回ったものとなった。区市町村別の平均値については一覧のような形で公表されていない代わりに、各市町村の設問ごと、教科ごとの正答率が度数分布表として示されている。これにより、各区市町村の学力の実現状況が分かる。なお、この結果については各学校にもその資料やデータが届いており、今後、授業改善推進プラン等の策定に役立て、実際の授業の改善を行っていくことになっている。
- 委員長 評価報告書は内容にボリュームがあるのでこの場ですぐに伺うというわけにはいかないので後ほどご覧をいただき、何かあればまたお出しいただきたい。そのほか、何か伺うことはあるか。
- 委員 土曜日等休業日の授業日数には、何日以上は実施してはいけないという決まりはあるのか。
- 指導室長 基本的には、学校は土曜日と日曜日は休業日であるため、東京都では「地域の方の協力を得て行う教育活動や、学校の教育活動を地域や保護者に公開するという目的を持って、月に2回程度ならば設定しても良い」という基準を示している。何日以上やってはいけないとか、何日以上やるべしということは定められておらず、本市においてもそのような規定をもって各学校へ指示してはいない。
- 委員長 先日の東京都の施策連絡会でも都の教育長からこの件についての報告があったが、特に新しい姿勢は伺えなかった。現在のところは限定された中で、各学校や自治体にお任せのようである。
- 委員長 学力結果については学校間に多少の差があるが、親のご意見などは耳にしているのか。
- 指導室長 指導室としては伺っていない。
- 委員長 このことはゆとりある教育絡みで考えることであるが、ゆとりある教育がまったく

実態をなさないまま、締め上げ方向に向かいつつあるやに思う。ゆとりは必要だが、ゆとりが全然出てこない。

○指導室長 新学習指導要領による教育課程は、中学校では今年度から、小学校では2年目という状況である。事実、各学校とも、授業日に学習指導要領に示された標準時数を確保することにさまざまな工夫をしている。実施状況については各学校からの報告を確認しつつ、校長や保護者等の意見も踏まえて、今後どうすべきかを検討していきたい。

○委員長 学校評価報告書の評価の表し方については、学校に任せているのか。ABCで評価していたり、点数で評価しているところもある。

○指導室長 各学校に任せている。

○委員長 学校間での比較対照する場合に、分かりにくいという意見が出てくるかもしれない。

○指導室長 昨年度に初めてこのような形式でまとめたため、まだ改善の余地があると考えている。学校間での比較をする際に評価の指標が異なると比べにくいのはもつともである。その他についても委員からご意見を伺い、さらに良いものに改良を進めていくようにしたい。

○委員長 例えば、「3.2」と「3.1」の場合はどこがどう違うのか。注記には「高く評価できる」「評価できる」「部分的に見直しが必要」などとあるが、これもまた分かるような、分からないような…。3.1と3.2の違いはどのように有効に映ってくるのかあまりはっきりしないのであればABCで良いのではないか。

なお、校長や先生方の間ではこういう材料が新たに出て、全体の問題としての話題になるのか。

○指導室長 個別の学校評価報告書を他校の校長が見ることはない。あくまでも自校の教育活動の改善を進めるための資料にしていただくものである。各学校ではこの学校評価に基づいて伸ばすべきは伸ばし、改善すべきは検討を加える。校長としては新たな学校経営の計画を立てられ、先生方は校長の学校経営計画の下に具体的な改善を図っていくことに使用されるととらえていただきたい。学校評価報告書については校長の学校経営方針とともに、ホームページや学校便り等を通じて公表するよう、各学校に指示をしている。

○委員長 この報告書は大変細かいものであるため、中を十分検討することができないままに、いきなりあれやこれや言うのは控えねばならない。各委員には篤とご覧いただいて、またの機会にご意見を伺いたい。学校便りなどでも、「これは良い。分かりやすい」と思える形で評価しているところもある。この報告書は各学校が他校の様子を見ながら云々というものではないとなると、指導室が全体的に見て、「ここは何とかしなければならない」ということで、改めてご指導いただく機会を持つということが良いか。

○指導室長 そうさせていただきたい。

○委員長 資料の中にある指導室事業についてであるが、各委員には可能な限りこの日程を見ながら応じていただきたいと思うが、かなりな負担になってくると思う。世間では「教育委員は何もやっていない」と言われたりもしているが、うちは相当やっていると思う。会議にしてもここに出てくるについては、事前にあれこれ資料を見て調べたりしているわけであり、決していい加減にやってはいない。

◎閉会の宣告

○委員長 これをもって平成24年第5回教育委員会臨時会を閉会する。

(午前10時36分)

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成24年4月26日

委員長 榎本隆司(自署)

署名委員 矢部晶代(自署)